

(資料 12)

労働安全衛生ソウル宣言（抜粋）

(2008 年 6 月 29 日)

4 政府は以下を行うべきこと

- ・国の労働安全衛生事情を体系的な形で改善していく手段として、まず優先的に I L O の 2006 年の職業上の安全及び健康促進枠組み条約（187 号条約）と、そして、それ以外の労働安全衛生に関する I L O 諸条約の批准を検討し、これらの規定の実行を確保すること
- ・国の予防的安全衛生文化が形成され、高められるよう継続的な行動を確保すること
- ・強力かつ実効性ある労働監督制度を含む、安全衛生基準執行のための十分かつ適切な仕組みを通じて、労働者の職業上の安全と健康が保護されるよう確保すること

5 使用者は以下を確保するべきこと

- ・職場における高い安全衛生基準と良好な事業成績は手を携えて進むものであるため、予防を企業活動の一体的な部分とすること
- ・職場の安全衛生向上に向けて、実効性のある形で労働安全衛生マネジメントシステムを確立すること
- ・職場における労働者の安全と健康に係わるあらゆる方策について、労働者及び労働者代表と協議し、これらの者の訓練を提供し、情報を伝え、関与させること

7 労働者は安全及び健康に関する事項について協議を受け、以下を行うべきこと

- ・個人保護具の利用に関する者を含み、安全及び健康に係わる指示及び手順に従うこと
- ・安全衛生研修や啓発活動に参加すること
- ・職場における自分たちの安全と健康に係わる措置において使用者に協力すること

(出所) 「働くものの健康」 No. 336